

茨城県理学療法士会実施の選挙運動について

公益社団法人 茨城県理学療法士会
代議員選挙管理委員会

本書は、選挙運動に関する注意事項を記載する。特にインターネット（メールやウェブサイト等）を利用する際には、選挙違反に該当しないよう注意が必要となる。

【選挙運動について】

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

【インターネットを利用した選挙運動の注意事項】

選挙運動について、インターネットを利用した場合の違反の具体例を記載する。下記以外の事項については、選挙管理委員会にて協議し、選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補・当選取り消しを行うものとする。

【インターネット選挙運動の概要】

	候補者	有権者
電子メール	△（※）	×（※）
ウェブサイト・SNS	○	○
有料ネット広告	×	×

※電子メールを利用する場合には、候補者及び有権者によって利用範囲が異なってくる。

選挙運動の詳細については、総務省のインターネットを利用した選挙運動ページを参照。

【総務省ホームページ】

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

以上